平成２８年（フ）第３３０号
横浜市保土ケ谷区西谷町898番地６　ネルソンパートⅦ　106号
債務者　廣野喜代子
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３４３号
横浜市泉区岡津町189番地　ＣＲＣ第１　305号
債務者　持田梨佐江
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２０４号
東京都あきる野市雨間533番地１市営雨間ハイツ306号
債務者　大口ヤイ子
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月11日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第４７２号
大阪府寝屋川市高柳６丁目５番５号（201号）
債務者　山崎　紫隼
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月17日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６４８号
大阪市鶴見区今津中４丁目３番12号　ルミエール鶴見405
債務者　大西　浩一（旧姓中元）
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８７８号
大阪市鶴見区諸口６丁目４番１―310号
債務者　丸山　道夫
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月17日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４３号
東京都武蔵村山市三ツ藤３丁目37番地の18サニーマンション201号
債務者　中川　朋廣
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月12日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１７９号
東京都八王子市東浅川町561番地６サンライズ東浅川104号
債務者　田代　　博
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月12日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１８０号
東京都八王子市東浅川町561番地６サンライズ東浅川104号
債務者　田代　妙子
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月12日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第５号
熊本県人吉市下林町2904番地
債務者　大山　　誠
1　決定年月日時　平成28年３月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月13日午前11時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２８年（フ）第５０号
静岡県浜松市東区天龍川町917番地の１　シティハイム天龍102
債務者　早川　秀一
1　決定年月日時　平成28年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月13日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第１４９９号
東京都目黒区自由が丘２丁目18―６―206
債務者　原野　勝久
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１５０７号
東京都府中市天神町４丁目12　府中天神町４丁目アパート２―204
債務者　田中　早苗
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１１４号
東京都昭島市玉川町１丁目７番３号公団アパート３号館810号
債務者　加来　直子（旧姓初谷）
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月19日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２３１１号
横浜市南区浦舟町３丁目46番地　横浜市浦舟園
債務者　本舘　数馬
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月20日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部